

2018年6月26日

逗子市

夏期消防特別警戒を実施します
【平成30年6月29日～9月2日】

逗子海岸に海水浴場が開設される期間中、海水浴客等による急激な流動人口の増加と交通機関のふくそうにより、各種災害の多発が予想されるため、消防警備態勢を強化し、災害発生の防止に努めます。

消防署では次のとおり実施します。

- 1 海浜地域の道路上における、消防活動上支障となる物件の排除と消防水利の確保に努め、あわせて同地域における火災発生のおそれのある場所での玩具用花火及びたき火等の実施者に対する火災予防指導を行う。
- 2 水難・交通事故・急病等の多発に備えて、救急態勢の強化及び消防隊による救急支援活動を一層強化するとともに、医療機関との連絡を密にし、円滑なる救急業務の万全を図る。
- 3 海浜仮設建設物の火災予防査察を実施する。
- 4 海浜地区の5か所に火災予防用の立看板を掲出する。
- 5 関係機関等に本計画に対する協力を依頼する。

本件に関するお問合せ先

消防署警備第二課 内山・諸星

電話：046-871-0119